

◎新潟県告示第279号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定する。

令和元年7月30日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
荷さばき施設	マントロリ式橋形クレーン7号機	新潟市北区 横土居地内	マントロリ式橋形クレーン1基 吊り上げ荷重51.8トン 定格荷重（コンテナ）38.0トン
	ホイスト式天井クレーン	新潟市北区 横土居地内	吊り上げ荷重7.06トン